

電気料金メニュー約款 新旧対照表

該当条 項	変更前	変更後
第1条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまで中国電力株式会社の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで中国電力ネットワーク株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。
第2条	以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。 1. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月末日までの期間、2月1日から4月末日までの期間、3月1日から5月末日までの期間、4月1日から6月末日までの期間、5月1日から7月末日までの期間、6月1日から8月末日までの期間、7月1日から9月末日までの期間、8月1日から10月末日までの期間、9月1日から11月末日までの期間、10月1日から12月末日までの期間、11月1日から翌年の1月末日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。 2. 貿易統計 関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。	以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。 1. 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 2. その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
第4条 1項 (1)	電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、使用する電力容量(最大需要容量)が6キロボルトアンペア未満であることとします。	電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるものに適用します。
第4条 1項 (3)	1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネ	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

	<p>ルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が別紙 2 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>	
第 4 条 1 項 (4)	記載なし	<p>1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>
第 4 条 2 項 (3)	<p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  <math display="block">\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000</math>         なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  <math display="block">\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)}</math> </p>	<p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  <math display="block">\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000</math>         なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  <math display="block">\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)}</math> </p>

	ルト) ×1.732 ×1/1000	×1.732×1/1000																								
第4条 3項 (1)	電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (a)月々の電気料金請求方法がWeb請求である事。 (b)支払い方法はクレジット引落である事。	電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。 (a) 月々の電気料金請求方法がWeb請求であること。 (b) 支払い方法はクレジット引き落としとしてであること																								
第4条 3項 (4)	1月の料金は、標準メニュー【標準プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。  (a) 電力量料金の割引額 Web請求割引【eコトでんき！ベーシックプラン】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。  <table border="1"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>18円07銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>24円16銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワットにつき</td> <td>26円03銭</td> </tr> </table>	120キロワット時までの1キロワットにつき	18円07銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	24円16銭	上記超過1キロワットにつき	26円03銭	1月の料金は、標準メニュー【標準プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。  (a) 電気料金の割引額 Web請求割引【eコトでんき！ベーシックプラン】をご契約のお客さまは、以下の割引後単価を適用いたします。  <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>割引後単価</td> <td>割引額</td> </tr> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の15キロワット時まで一律</td> <td>336円87銭</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力量料金</td> <td>15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>20円76銭</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>26円61銭</td> <td>▲0円83銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>28円08銭</td> <td>▲1円48銭</td> </tr> </table>			割引後単価	割引額	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	336円87銭	0円	電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円76銭	0円	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円61銭	▲0円83銭	上記超過1キロワット時につき	28円08銭	▲1円48銭
120キロワット時までの1キロワットにつき	18円07銭																									
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	24円16銭																									
上記超過1キロワットにつき	26円03銭																									
		割引後単価	割引額																							
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	336円87銭	0円																							
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円76銭	0円																							
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円61銭	▲0円83銭																							
	上記超過1キロワット時につき	28円08銭	▲1円48銭																							
第4条 3項 (5)	Web請求割引【eコトでんき！ベーシックプラン】をご契約のお客さまが、Web請求割引【eコトでんき！ベーシックプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランA】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。	Web請求割引【eコトでんき！ベーシックプラン】をご契約のお客さまが、Web請求割引【eコトでんき！ベーシックプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランA】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。																								
第4条 4項 (1)	電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。	電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。 (a) 当社の媒介業者が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。 (b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需																								

	<p>(a) 当社または当社の代理店（媒介業者）（当社が当該代理店（媒介業者）に対しガスの供給をしている場合に限り）が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</p>	<p>要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</p>							
<p>第4条 4項 (3)</p>	<p>1月の料金は、標準メニュー【標準プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。</p> <p>(a) 電力量料金の割引額 ガスセット割引【e コトでんき！シンプルプラン】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。</p> <table border="1" data-bbox="236 925 810 1048"> <tr> <td>15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>0円63銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>1円38銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワットにつき</td> <td>1円48銭</td> </tr> </table>	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワットにつき	0円63銭	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	1円38銭	上記超過1キロワットにつき	1円48銭	<p>最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。</p>	
15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワットにつき	0円63銭								
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	1円38銭								
上記超過1キロワットにつき	1円48銭								
<p>第4条 4項 (4)</p>	<p>ガスセット割引【e コトでんき！シンプルプラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！シンプルプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランA】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p>	<p>1月の料金は、標準メニュー【標準プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。</p> <p>(a) 電気料金の割引額 ガスセット割引【e コトでんき！シンプルプラン】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。</p> <table border="1" data-bbox="842 1554 1469 1664"> <tr> <td rowspan="3">電力量 料金</td> <td>15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>0円63銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>0円83銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワットにつき</td> <td>1円48銭</td> </tr> </table>	電力量 料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワットにつき	0円63銭	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	0円83銭	上記超過1キロワットにつき	1円48銭
電力量 料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワットにつき	0円63銭							
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	0円83銭							
	上記超過1キロワットにつき	1円48銭							
<p>第4条 4項 (5)</p>	<p>記載なし</p>	<p>ガスセット割引【e コトでんき！シンプルプラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！シンプルプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランA】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p>							

<p>第4条 4項 (6)</p>	<p>記載なし</p>	<p>ガスセット割引【e コトでんき！シンプルプラン】が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社の媒介業者がお客さまとで締結するLPガス供給契約に基づき当社の媒介業者がお客さまに販売する毎月のガス代金から、当社の媒介業者がお客さまに対して毎月送付するLPガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。</p> <p>(a) 適用条件</p> <p>次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(イ) ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】が適用されているお客さまであること。</p> <p>(ロ) 当社の媒介業者と直接「LPガス供給契約」を締結しているお客さまであること</p> <p>(ハ) 当社の媒介業者から導管供給システム(簡易ガス)によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。</p> <p>(ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途当社の媒介業者が承認した住宅であること。</p> <p>(b) 適用廃止</p> <p>ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。</p>
<p>第4条 5項 (1)</p>	<p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(a) 当社または当社の代理店(媒介業者)(当社が当該代理店(媒介業者)に対しガスの供給をしている場合に限り)が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さ</p>	<p>電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。</p> <p>(a) 当社の媒介業者が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</p>

	<p>まどガスの使用契約の契約者が同一であること。</p>							
<p>第4条 5項 (3)</p>	<p>1月の料金は、標準メニュー【標準プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。</p> <p>(a) 電力量料金の割引額 ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。</p> <table border="1" data-bbox="231 633 727 712"> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>1円38銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワットにつき</td> <td>2円96銭</td> </tr> </table>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	1円38銭	上記超過1キロワットにつき	2円96銭	<p>最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。</p>		
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	1円38銭							
上記超過1キロワットにつき	2円96銭							
<p>第4条 5項 (4)</p>	<p>ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランA】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p>	<p>1月の料金は、標準メニュー【標準プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。</p> <p>(a) 電気料金の割引額 ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。</p> <table border="1" data-bbox="844 1216 1489 1283"> <tr> <td>電力量料金</td> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>1円38銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記超過1キロワットにつき</td> <td>2円96銭</td> </tr> </table>	電力量料金	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	1円38銭		上記超過1キロワットにつき	2円96銭
電力量料金	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	1円38銭						
	上記超過1キロワットにつき	2円96銭						
<p>第4条 5項 (5)</p>	<p>記載なし</p>	<p>ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランA】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。</p>						
<p>第4条 5項 (6)</p>	<p>記載なし</p>	<p>ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社の媒介業者とお客さまとで締結するLPガス供給契約に基づき当社の媒介業者お客さまに販売する毎月のガス代金から、当社の媒介業者がお客さまに対して毎月送付するLPガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。</p> <p>(a) 適用条件 次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾</p>						

		<p>した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(イ) ガスセット割引【e コトでんき！ファミリープラン】が適用されているお客さまであること。</p> <p>(ロ) 当社の媒介業者と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること</p> <p>(ハ) 当社の媒介業者から導管供給システム(簡易ガス)によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。</p> <p>(ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途当社の媒介業者が承認した住宅であること。</p> <p>(b) 適用廃止</p> <p>ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p>
<p>第4条 6項 (1)</p>	<p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(a) 当社または当社の代理店(媒介業者)(当社が当該代理店(媒介業者)に対しガスの供給をしている場合に限り)が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</p>	<p>電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であり、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。</p> <p>(a) 当社の媒介業者が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</p>
<p>第4条 6項 (3)</p>	<p>1月の料金は、標準メニュー【標準プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。</p> <p>(a) 電力量料金の割引額</p> <p>ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー(L)プラン】をご契約のお客さまは、使用電力量に</p>	<p>最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。</p>

	<p>応じて、以下の金額を割引くものとします</p> <table border="1"> <tr> <td>120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>0円55銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワットにつき</td> <td>3円85銭</td> </tr> </table>	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	0円55銭	上記超過1キロワットにつき	3円85銭			
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	0円55銭							
上記超過1キロワットにつき	3円85銭							
第4条 6項 (4)	<p>ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー(L)プラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー(L)プラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランA】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p>	<p>1月の料金は、標準メニュー【標準プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。</p> <p>(a) 電気料金の割引額</p> <p>ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー(L)プラン】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>電力量料金</td> <td>120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>0円55銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記超過1キロワットにつき</td> <td>3円85銭</td> </tr> </table>	電力量料金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	0円55銭		上記超過1キロワットにつき	3円85銭
電力量料金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	0円55銭						
	上記超過1キロワットにつき	3円85銭						
第4条 6項 (5)	記載なし	<p>ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー(L)プラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー(L)プラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランA】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。</p>						
第4条 6項 (6)	記載なし	<p>ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー(L)プラン】が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社の媒介業者とお客さまとで締結するLPガス供給契約に基づき当社の媒介業者お客さまに販売する毎月のガス代金から、当社の媒介業者がお客さまに対して毎月送付するLPガスの請求書により個別にお知らせする金額を割引く場合があります。</p> <p>(a) 適用条件</p> <p>次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(イ) ガスセット割引【e コトでんき！ファミリー(L)プラン】が適用されているお客さまであること。</p> <p>(ロ) 当社の媒介業者と直接「LPガス供給契約」を締結しているお客さまであること</p> <p>(ハ) 当社の媒介業者から導管供給システム(簡易ガス)によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。</p>						

		<p>(ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途当社の媒介業者が承認した住宅であること。</p> <p>(b) 適用廃止</p> <p>ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p>
第4条 7項 (1)	<p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(a) 当社または当社の代理店（媒介業者）（当社が当該代理店（媒介業者）に対しガスの供給をしている場合に限ります。）が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</p> <p>(c) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満であること。</p>	<p>電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満で次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。</p> <p>(a) 当社の媒介業者が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</p>
第4条 7項 (3)	<p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。</p>	<p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p>
第4条 7項 (5)	<p>ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランB】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日と</p>	<p>ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラン】をご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プランB】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日といたします。</p>

	いたします。	
第4条 7項 (6)	記載なし	<p>ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラン】が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社の媒介業者とお客さまとで締結するLP ガス供給契約に基づき当社の媒介業者お客さまに販売する毎月のガス代金から、当社の媒介業者がお客さまに対して毎月送付するLP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。</p> <p>(a) 適用条件</p> <p>次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(イ) ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィスプラン】が適用されているお客さまであること。</p> <p>(ロ) 当社の媒介業者と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること</p> <p>(ハ) 当社の媒介業者から導管供給システム(簡易ガス)によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。</p> <p>(ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途当社の媒介業者が承認した住宅であること。</p> <p>(b) 適用廃止</p> <p>ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p>
第4条 8項 (1)	<p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(a) 当社または当社の代理店(媒介業者)(当社が当該代理店(媒介業者)に対しガスの供給をしている場合に限り)が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</p>	<p>電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満で次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。</p> <p>(a) 当社の媒介業者が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</p> <p>(c) 当社が電気を供給する供給地点数が合計5カ所以上であること。</p>

	<p>(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。</p> <p>(c) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満であること。</p>	
第4条 8項 (3)	<p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。</p>	<p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p>
第4条 8項 (6)		<p>ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）】が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社の媒介業者とお客さまとで締結するLP ガス供給契約に基づき当社の媒介業者お客さまに販売する毎月のガス代金から、当社の媒介業者がお客さまに対して毎月送付するLP ガスの請求書により個別にお知らせする金額を割り引く場合があります。</p> <p>(a) 適用条件</p> <p>次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、供給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(イ) ガスセット割引【e コトでんき！店舗・オフィス（プラス）】が適用されているお客さまであること。</p> <p>(ロ) 当社の媒介業者と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること</p> <p>(ハ) 当社の媒介業者から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。</p> <p>(ニ) お客さまのガスの需要場所が、戸建て住宅または別途当社の媒介業者が承認した住宅であること。</p> <p>(b) 適用廃止</p> <p>ガス付帯割引を適用されているお客さまが、ガス代付帯割引の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせ</p>

		している場合には計量日といたします。																
第4条 9項 (1)	記載なし	<p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p>(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]</p>																
第4条 9項 (2)	記載なし	<p>供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</p>																
第4条 9項 (3)	記載なし	<p>(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">最大の入力</td> <td style="width: 33%;">最初の 2 台の入力につき</td> <td style="width: 33%;">100 パーセント</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 33%;">のものから</td> <td style="width: 33%;">次の 2 台の入力につき</td> <td style="width: 33%;">95 パーセント</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">上記以外のもの入力につき</td> <td style="width: 33%;">90 パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 66%;">最初の 6 キロワットにつき</td> <td style="width: 33%;">100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロワットにつき</td> <td>90 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロワットにつき</td> <td>80 パーセント</td> </tr> <tr> <td>50 キロワットをこえる部分につき</td> <td>70 パーセント</td> </tr> </table>	最大の入力	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント	のものから	次の 2 台の入力につき	95 パーセント	上記以外のもの入力につき	90 パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント	次の 14 キロワットにつき	90 パーセント	次の 30 キロワットにつき	80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント
最大の入力	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント																
のものから	次の 2 台の入力につき	95 パーセント																
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント																
最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント																	
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント																	
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント																	
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント																	

		<p>(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  <math>\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000</math>          なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  <math>\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000</math></p>		
<p>第 4 条 9 項 (4)</p>	<p>記載なし</p>	<p>1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金          基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="842 1928 1528 1957"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットにつき</td> <td>1,023 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金          電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定す</p>	契約電力 1 キロワットにつき	1,023 円 00 銭
契約電力 1 キロワットにつき	1,023 円 00 銭			

ることとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	契約電力×80キロワット時までの1キロワット時あたり	15円01銭
	上記超過1キロワット時につき	23円07銭
その他季料金	契約電力×80キロワット時までの1キロワット時あたり	13円72銭
	上記超過1キロワット時につき	23円07銭

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

第4条  
9項  
(5)

記載なし

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。  
(b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

第5条

記載なし

本約款第15条2項にかかわらず、支払期日は、当社又は媒介業者があらかじめお客さまに別途お知らせした日とします。ただし、当該日が営業日ではない場合、当該日の翌日以降の最初の営業日を支払期日とします。

別紙1

記載なし

負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	

(2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト) ◯	換 算 容 量 ◯		
	入力 (ボルトアンペア) ◯		入力 (ワット) ◯
	高力率型 ◯	低力率型 ◯	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル) ◯	換 算 容 量 ◯	
	入力 (ボルトアンペア) ◯	入力 (ワット) ◯
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水 銀 灯

出力 (ワット) ◯	換 算 容 量 ◯		
	入力 (ボルトアンペア) ◯		入力 (ワット) ◯
	高力率型 ◯	低力率型 ◯	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	30
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2.誘導電動機

(1)単相誘導電動機

a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット) ◯	換 算 容 量 ◯		
	入力 (ボルトアンペア) ◯		入力 (ワット) ◯
	高力率型 ◯	低力率型 ◯	
35 以下	→	160 ◯	出力 (ワット) ◯ ×133.0パーセント ◯
45 以下	→	180 ◯	
65 以下	→	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2) 3 相誘導電動機

換 算 容 量 (入力 [キロワット]) <sup>㊦</sup>		
出力 (馬力)	×	93.3パーセント <sup>㊦</sup>
出力 (キロワット)	×	125.0パーセント <sup>㊦</sup>

### 3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます) <sup>㊦</sup>	最高定格管電圧 <sup>㊦</sup> (キロボルトピーク) <sup>㊦</sup>	管電流 <sup>㊦</sup> (短時間定格電流) (ミリアンペア) <sup>㊦</sup>	換算容量 (入力) <sup>㊦</sup> (キロボルトアンペア) <sup>㊦</sup>
治療用装置 <sup>㊦</sup>			定格1次最大入力 <sup>㊦</sup> (キロボルトアンペア) <sup>㊦</sup> の値といたします <sup>㊦</sup>
診察用装置 <sup>㊦</sup>	95キロボルトピーク <sup>㊦</sup> 以下 <sup>㊦</sup>	20ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	1 <sup>㊦</sup>
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	1.5 <sup>㊦</sup>
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	2 <sup>㊦</sup>
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	3 <sup>㊦</sup>
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	4 <sup>㊦</sup>
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	5 <sup>㊦</sup>
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	7.5 <sup>㊦</sup>
	95キロボルトピーク <sup>㊦</sup> 超過 <sup>㊦</sup> 100キロボルトピーク <sup>㊦</sup> 以下 <sup>㊦</sup>	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	10 <sup>㊦</sup>
		200ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	5 <sup>㊦</sup>
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	6 <sup>㊦</sup>
	100キロボルトピーク <sup>㊦</sup> 超過 <sup>㊦</sup> 110キロボルトピーク <sup>㊦</sup> 以下 <sup>㊦</sup>	300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	8 <sup>㊦</sup>
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	13.5 <sup>㊦</sup>
	100キロボルトピーク <sup>㊦</sup> 超過 <sup>㊦</sup> 115キロボルトピーク <sup>㊦</sup> 以下 <sup>㊦</sup>	500ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	9.5 <sup>㊦</sup>
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	16 <sup>㊦</sup>
115キロボルトピーク <sup>㊦</sup> 超過 <sup>㊦</sup> 130キロボルトピーク <sup>㊦</sup> 以下 <sup>㊦</sup>	500ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	11 <sup>㊦</sup>	
	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下 <sup>㊦</sup>	19.5 <sup>㊦</sup>	
蓄電器放電式診察用装置 <sup>㊦</sup>	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下 <sup>㊦</sup>		1 <sup>㊦</sup>
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下 <sup>㊦</sup>		2 <sup>㊦</sup>
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下 <sup>㊦</sup>		3 <sup>㊦</sup>

### 4.電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合

入力 (キロワット) = 最大定格1次入力 (キロボルトアンペア) × 70 パーセント

(2) (1)以外の場合

入力 (キロワット) = 実測した1次入力 (キロボルトアンペア) × 70 パーセント

### 5.そ の 他

(1) 1.2.3.および 4.によることが不適当と認められる電気機器の換算容量 (入力) は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量 (入力) とすることがあります。

(2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量 (入力)

		<p>を算定いたします。</p> <p>(3)予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。</p>
--	--	--

以上